

介護予防訪問看護事業所「グリーン訪問看護ステーション」 重要事項説明書

<令和 年 月 日 現在>

介護予防サービスの提供開始にあたり、当事業所がご利用者のご家族に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 当事業所が提供する介護予防サービスについての相談窓口

電 話	0 2 6 - 2 1 5 - 2 6 6 2
ファックス	0 2 6 - 2 1 5 - 2 0 3 0
受付時間	(月曜日～土曜日 午前8時45分～午後5時30分まで) 緊急時は受付時間以外でもお気軽にご相談ください。
担 当	

2. 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名	グリーン訪問看護ステーション
所在地	長野県須坂市大字仁礼7-10
連絡先	電話番号 0 2 6 - 2 1 5 - 2 6 6 2 ファックス番号 0 2 6 - 2 1 5 - 2 0 3 0
開設者	社会福祉法人 グリーンアルム福祉会 (理事長 町田 貴志)
介護保険指定番号	2 0 6 0 7 9 0 0 3 3
開設年月日	令和2年10月1日

(2) 事業の目的

介護保険法等関係法令に従い、利用者が居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として介護予防サービスの提供を行います。

(3) 事業の運営方針

- ① 家庭で療養されていて介護予防サービスを必要とする方の心身の状況や環境にあわせ、その有する能力に応じ、自立した生活が送れるよう支援いたします。
- ② 事業の実施に当っては、主治医、関係市町村、地域包括支援センター及び地域の保健、医療、福祉サービス事業者との綿密な連携を図り統合的な介護予防サービスの提供に努めます。

3. 営業日及び営業時間

月曜日～土曜日 午前8時45分～午後5時30分

(ただし、1月1日～3日と8月15、16日は除く)

管理者が必要と認めた場合は、日曜日、時間外においてもサービスを提供する。

緊急時は営業日及び営業時間にかかわらず、24時間いつでも対応できる体制を整えております。

4. 職員体制

区分	人数
管理者（看護師）	
看護師	

5. 利用料

(1) 介護保険該当者

- ・法定代理受領を前提とします。また、制度上の改定等で変更となる場合があります。
- ・介護保険の自己負担額は介護保険負担割合証に記載の割合額となります。
- ・介護保険の自己負担額の把握のため、「介護保険負担割合証」を提出していただきます。
- ・支払った自己負担額が一定額（上限額）を超えたときは、高額介護サービス費によりその超えた分が払い戻されます。高額介護サービス費については市町村にお問い合わせください。

① 介護予防サービス利用料

	基本料金	1割 自己負担額	2割 自己負担額	3割 自己負担額
看護師等	20分未満 3,030円	303円	606円	909円
	30分未満 4,510円	451円	902円	1,353円
	30分以上1時間未満 7,940円	794円	1,588円	2,382円
	1時間以上1時間30分未満 10,900円	1,090円	2,180円	3,270円

※ 准看護師訪問の場合は料金の100分の90で算定されます。

※ 事業所と同一建物に居住するご利用者は、100分の90で算定します。

② その他の加算

加算項目	1割自己負担額	2割自己負担額	3割自己負担額	内 容
複数名訪問看護 加算 (30分未満)	254円/回	508円/回	762円/回	同時に複数の看護師等が 1人の利用者に対して訪 問を行った場合に算定し ます。
複数名訪問看護 加算 (30分以上)	402円/回	804円/回	1,206円/ 回	
緊急時 訪問看護加算	(I) 600円/月 (II) 574円/月	1,200円/月 1,148円/月	1,800円/月 1,722円/月	電話等により看護に関す る意見を求められた場合、 24時間連絡対応できる体 制をとっていますので、緊 急時には訪問をします。 (1) 緊急時訪問におけ る看護業務の負担 軽減の取り組みを 行っている場合。 (2) I以外の場合。 ただし、予め同意を得てい る場合に算定します。
特別管理加算 (I)	500円/月	1,000円/ 月	1,000円/ 月	尿留置カテーテル、経管栄 養カテーテル、気管カニ ューレ、体外ドレーン、在宅 悪性腫瘍管理等の状態の 場合に算定します。
特別管理加算 (II)	250円/月	500円/月	500円/月	在宅酸素療養指導管理、人 工肛門、膀胱設置、真皮を 超える褥瘡、週3回以上の 点滴処置状態等の場合に 算定します。
長時間訪問看 護 加算	300円/回	600円/回	900円/回	特別管理加算の対象者に 対して、訪問時間1時間以 上、1時間30分未満の訪

				問看護を行った後に引き続きサービスを提供し、通算の時間が1時間30分以上となる場合に算定します。
夜間・早朝加算	基本料金の 25/100	基本料金の 25/100	基本料金の 25/100	夜間（午後6時～10時）、早朝（午前6時～8時）のプラン及び緊急に応じた訪問看護を行った場合に算定します。
深夜加算	基本料金の 50/100	基本料金の 50/100	基本料金の 50/100	深夜（午後10時～午前6時）のプラン及び緊急に応じた訪問看護を行った場合に算定します。
退院時共同指導加算	600円	1,200円	1,800円	病院、診療所又は介護老人保健施設に入所中の方に対して主治医又は職員と共同し退院、退所後の在宅生活における必要な指導を行った場合に算定します。 （退院又は退所後の初回訪問に1回、特別管理を要する方は2回）
初回加算	(I) 350円 (II) 300円	(I) 700円 (II) 600円	(I) 1,050円 (II) 900円	新規に訪問看護計画を作成し、 (I) 病院、診療所等から退院した日。 (II) 退院した日の翌日以降。 初回の訪問看護を提供した場合に算定します。
特別地域訪問看護加算	所定単位数の 15/100	所定単位数の 15/100	所定単位数の 15/100	厚生労働省が定める振興山村等に該当するため算定します。

サービス提供 体制 強化加算 I II	(I)6円/回 (II)3円/回	(I)12円/回 (II)6円/回	(I)18円/回 (II)9円/回	看護師等の総数のうち、勤務年数が(I)7年以上(II)3年以上の者の占める割合が100分の30以上である場合に算定します。
看護体制強化 加算	100円/月	200円/月	300円/月	厚生労働大臣が定める基準に適合している以下①～②の、いずれにも適合の場合算定します。 ① 緊急時訪問看護加算を算定した利用者割合が100分の50以上である。 ② 特別管理加算を算定した利用者割合が100分の20以上である。 ③ 訪問看護の提供にあたる従業者の総数に占める看護職員の割合が6割以上であること。

介護保険のご利用が償還払いの扱いとなっている方は、介護予防サービス料をご負担いただきます。この場合、介護予防サービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険窓口で償還払いの請求をしてください。

介護保険給付限度額を超えた介護予防サービスについては、介護予防サービス料の金額が利用者のご負担となります。

(2) 医療保険該当者

		職 種	内 容
基本療養費	(Ⅰ)	保健師、看護師、助産師	週3日まで1日につき 5,550円 週4日以降1日につき 6,550円
	(Ⅱ)		同一建物居住者で同一日3人以上 週3日まで1日につき 2,780円 週4日以降1日につき 3,280円
	(Ⅲ)		8,500円 入院中の神経難病疾患等、特別管理を要する状態その 他在宅療養に備え、一時的に1泊2日以上の外泊 をした時に訪問した場合に算定します。 (難病疾患等の場合は入院中に2回) (特別管理を要する場合は入院中1回)
精神科基本療養費	(Ⅰ)	保健師、看護師、助産師	週3日まで30分未満 4,250円 30分以上 5,550円 週4日以降30分未満 5,100円 30分以上 6,550円
	(Ⅲ)		同一建物居住者 週3日まで30分未満 4,250円 30分以上 5,550円 週4日以降30分未満 5,100円 30分以上 6,550円
	(Ⅳ)		居宅療養に備えた外泊時 入院中1回まで 8,500円 厚生労働大臣が定める疾病等 入院中2回まで
加	項目	内容	

<p>難病等複数回訪問加算</p> <p>① 1日に2回 同一建物2人まで4,500円 同一建物3人以上4,000円</p> <p>② 1日に3回以上 同一建物2人まで8,000円</p> <p>③ 同一建物3人以上7,200円</p>	<p>末期がん、神経難病疾患等、特別指示書交付者の方に複数回の訪問を行った場合に算定します。</p>
<p>緊急訪問看護加算(1日につき)</p> <p>① 月14日目まで 2,650円</p> <p>② 月15日目以降 2,000円</p>	<p>利用者や家族等の緊急の求めに応じて在宅支援診療所の医師からの指示を受け計画外の訪問を行った場合、算定します。</p>
<p>複数名訪問看護加算</p> <p>① 週1回1日1回の訪問 同一建物2人まで4,500円 同一建物3人以上4,000円</p> <p>② 週2~3回1日1回の訪問 同一建物2人まで3,000円 同一建物3人以上2,700円</p> <p>③ 1日2回の訪問 同一建物2人まで6,000円 同一建物3人以上5,400円</p> <p>④ 1日3回以上の訪問 同一建物2人まで10,000円 同一建物3人以上9,000円</p>	<p>利用者又はその家族の同意を得て、同時に複数の看護師等による指定訪問看護を行った場合に算定します。</p>
<p>複数名精神訪問看護加算</p> <p>① 1日1回の訪問 同一建物2人まで4,500円 同一建物3人以上4,000円</p> <p>② 1日2回の訪問 同一建物2人まで9,000円 同一建物3人以上8,100円</p> <p>③ 1日3回以上の訪問 同一建物2人まで14,500円 同一建物3人以上13,000円</p>	<p>利用者又はその家族の同意を得て、同時に複数の看護師等による指定訪問看護(精神科)を行った場合に算定します。</p>
<p>夜間・早朝訪問看護加算 2,100円</p>	<p>夜間(午後6時から午後10時)、早朝(午前6時から午前8時まで)の訪問時間に対し加算となります。</p>

	深夜訪問看護加算 4,200 円	深夜(午後10時から午前6時)の訪問に対し加算となります。
	長時間訪問看護加算 5,200 円	人工呼吸器を使用している状態にある方に1回の訪問時間が90分を超えた場合に週1回に限り算定します。
	(毎月初回) 7,670円 (2回目以降1日つき) ① 訪問看護管理療養費1 3,000円 ② 訪問看護管理療養費2 2,500円	
管理療養費	加算	
	項目	内容
	24時間対応体制加算 ① 6,800円 ② 6,520円	24時間の電話連絡対応と緊急時には訪問ができる体制を整えています。 ① 24時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合。 ② ①以外の場合。
	特別管理加算 2,500円 (重度等の高いもの) 5,000円	医療器具装着者の方から看護に関する指導を求められた場合は常時対応できる体制を整えています。 重度等の高いものについては、在宅悪性腫瘍管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている利用者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している場合に算定します。
	退院時共同指導加算 8,000円 (原則月1回、難病疾患等は月2回)	退院、退所後の在宅療養について、多職種が連携し在宅療養に向け計画的な支援を行った場合に算定します。難病疾患等、重症者管理加算算定者の方については、複数回行った場合は2回の加算となります。
特別管理指導加算 2,000円	医療器具等装着等特別な管理が必要な方で退院時共同指導加算を受けた場合に算定します。	

	<p>退院支援指導加算 6,000 円</p>	<p>難病疾患等、又は医療機器を使用している方に退院日に居宅等において療養指導を行い翌日以降初日の訪問看護が行われた際に、1回の退院指導の時間が90分を超えた場合又は複数回の退院支援指導の合計時間が90分を超えた場合に算定します。(退院時共同指導加算を受けられた方が退院日の翌日以降、初日の訪問看護が行われる前に死亡、又は再入院した場合においても算定します)</p>
	<p>在宅患者連携指導加算 (1月につき) 3,000 円</p>	<p>訪問診療を実施している医療機関(歯科訪問、保険薬局含む)の関連職種間で文章等により情報共有がされ療養上必要な指導を行った場合に算定します。</p>
	<p>在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回) 2,000 円</p>	<p>在宅で療養中の方の急変時に関連職種がカンファレンスに参加し、診療方針に等についての指導を行った場合に算定します。</p>
	<p>乳幼児加算 1,300 円</p>	<p>6歳未満の乳幼児の訪問に対し加算となります。(別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合には、1,800 円)</p>
	<p>訪問看護ベースアップ評価料 (I) (月1回) 780 円</p>	<p>主として医療に従事する職員の待遇の改善を実施している場合、月に1回限り算定します。</p>
その他の療養費	<p>項目</p>	<p>内容</p>
	<p>訪問看護情報提供療養費 (月1回) 1,500 円</p>	<p>利用者、家族の同意を得て、利用者の居住地の市町村等に、対して情報を提供した場合に算定します。</p>
	<p>訪問看護ターミナルケア療養費1(在宅の場合) 25,000 円 訪問看護ターミナルケア療養費2(特養等の場合) 10,000 円</p>	<p>主治医との連携のもと利用者の終末期の訪問看護を死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上訪問を提供した場合に算定します。 (ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合も含む)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 自己負担金は、費用額の1割、2割又は3割となります。 (利用者が提示する被保険者証等で確認します。) 特定疾患医療受給者証をお持ちの方は、月単位での自己負担上限額(その月のすべての入院療養の費用を合算して発生する自己負担限度額)となります。医療受給証とあわせて「自己負担上限管理票」のご提示を毎月お願いします。 給付範囲を超える場合は実費となります。 同一建物の複数の利用者様にサービスを提供した場合、費用額が減額となる場合があります。 		

(3) その他の費用について（介護、医療）

項 目	内 容
交通費 (医療のみ)	① 日常の介護予防サービス提供地域以外に要した交通費は、その実費をいただきます。 ② 自動車を使用した場合は、 <u>通常の事業の実施地域を超過</u> して1kmごとに110円いただきます。
キャンセル料	介護予防サービスの中止については、介護予防サービス利用契約書第9条第2項により基本料金の1割をいただきます。ただし、その状況により利用者等と相談します。
差額費用 (医療のみ)	30分を超える毎に（契約時間外） 営業日 500円 営業日以外 1,000円 30分を超える毎に（営業時間外） 営業日 1,000円 営業日以外 1,500円
その他	①当事業所で作成した書類等の写しを希望する場合は、コピー代（一枚につき10円）いただきます ②介護予防サービス提供上やむを得ず使用した日用品についてはその実費をいただきます。 ③介護予防サービスの実施に使用した水道、ガス、電気、電話の費用はお客様の負担になります。 ④臨終の後に引き続いて死後の処置を行った場合は、8,500円いただきます。

6. 介護予防サービス提供内容

- (1) 利用者の心身の状態及び病状の観察、カテーテル管理・交換、清拭、陰部洗浄、足・手浴、入浴、シャワー介助、洗髪、更衣、排泄介助、摘便、服薬管理・指導、療養指導等、リハビリテーションをいたします。
- (2) 利用者及びその家族に適切な介護指導を行います。

7. 通常の事業の実施地域

須坂市、小布施町、高山村、長野市の若穂地区

8. 介護予防サービス内容に関する相談苦情窓口

当事業所	TEL 026-215-2662 管理者		
市町村担当課	須坂市	高齢者福祉課	026-248-9020
	小布施町	健康福祉課	026-214-9108
	高山村	健康福祉課	026-242-1201
	長野市	介護保険課	026-224-7991

長野県国民健康保険団体連合会	TEL 026-238-1580
----------------	------------------

9. 第三者による評価の実施状況

福祉サービス第三者評価の受審状況は次のとおりです。

実施の有無	
実施した直近の年月日	
第三者評価機関名	
評価結果の開示状況	

10. 緊急時の対応方法と協力医療機関

介護予防サービス提供中利用者の様態に変化があった場合は、ご家族、主治医、消防署救急隊等に連絡します。

当事業所の協力医療機関は下記のとおりです。

	医療機関の名称	所在地	電話番号
協力医療機関	県立信州医療センター	須坂市立町1332	026-245-1650
	長野市民病院	長野市富竹1333-1	026-295-1199
	長野赤十字病院	長野市若里5-22-1	026-226-4131

11. 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選任しています。

虐待防止に関する担当者	管理者
-------------	-----

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について訪問看護師等に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 訪問看護師等に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該看護師等又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報します。

12. 身体拘束について

- (1) 事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがあり緊急やむを得ない場合で、以下の3項目を満たす場合はこの限りではありません。
- ① 緊急性・・・利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合
 - ② 非代替性・身体拘束以外に、利用者または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合
 - ③ 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます
- (2) やむを得ず利用者に対し身体拘束をその他の方法により利用者の行動を制限する場合、「身体拘束に関する説明書」により利用者または家族の同意を得ます。
- (3) 事業者は、利用者に対し身体拘束その他の方法により利用者の行動を制限したサービス提供記録に次の事項を記録し、当該記録はサービス提供終了後5年間保存します。
- ① 利用者に対する行動制限を決定した者の氏名、理由、方法、拘束の時間帯及び時間、拘束開始及び解除の予定
 - ② 前項に基づく利用者またはご家族に対する説明の日時及び内容、その際のやり取りの概要
- (4) 事業者として、身体拘束を廃止するための取り組みを積極的に行います。

1.3. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常時の発生時において、利用者に対する指定グリーン訪問看護ステーションの看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 訪問看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

訪問看護の介護予防サービス提供に当たり、ご利用者に対し本書面に基づいて重要事項を説明いたしました。

令和 年 月 日

事業者 社会福祉法人 グリーンアルム福祉会
所在地 須坂市大字仁礼7番地10
名称 訪問看護 グリーン訪問看護ステーション
管理者

説明者 氏名

私は、契約書別紙及び重要事項説明書に基づいて、事業者から介護予防サービスについての重要事項の説明を受け同意いたしました。

令和 年 月 日

ご利用者 住所
氏名

署名代行者 (続柄:)

氏名

代理人 住所
氏名

身元引受人 住所
氏名